

年 月 日

様

大河原町長

不足額給付金支給のお知らせ

不足額給付金とは、令和 6 年度に実施した定額減税調整給付金を算定した際に、令和 6 年中の所得を推計値で計算していたことにより、本来の給付所要額から不足額が生じたかたに対しその不足する額を支給するものです。

本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請等の手続きは必要ありません。

詳細につきましては、チラシを同封しておりますのでご確認ください。

支給方法	口座振込
支給日	令和 年 月 日
支給口座	
支給額	万円

給付金の算出方法と支給額

所得税分	定額減税可能額 円	令和 6 年分所得税額 円	=	控除不足額① 円
住民税分	定額減税可能額 円	令和 6 年度分 住民税所得割額 円	=	控除不足額② 円
合 計	控除不足額① 円	控除不足額② 円	=	合計③ 円
③を 1 万円単位で切り上げ 調整給付金支給額				
支給額	円	-	円	= 不足額給付金支給額 円

注意事項

次のいずれかに該当する場合は、振込日【令和 7 年〇月〇日】までに下記問合せ先までご連絡いただく必要があります。

- ・本給付金を受給しない場合
- ・支給口座を変更する場合
- ・支給額及び算出式に重大な相違がある場合